

高知市地方創生移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市への移住・定住の促進及び本市における各産業の担い手不足の解消を図るため、本市に移住し就業等する者に対して高知市地方創生移住支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、補助金等の交付に関する条例（昭和29年条例第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(支援対象者)

第2条 支援金の交付の対象となる者（以下「支援対象者」という。）は、本市に移住した者のうち、高知県地方創生移住支援事業等実施要領（平成31年4月1日高知県制定）第5の2の規定により高知県がマッチングサイトに求人情報を掲載している法人に就業する者又は起業した者等で、別表に定める要件を満たすものとする。

2 前項の規定にかかわらず、支援対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、支援金の交付の対象としない。

- (1) 高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号。以下「規則」という。）第4条各号のいずれかに該当すると認められる者
- (2) 本市の市税、高知県の県税又は本市に移住する直前に居住していた市区町村の市町村税若しくは特別区税を滞納している者
- (3) 過去10年以内に支援金の交付を受けた者又は当該者と同一の世帯に属する者。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、市長が認める場合を除く。
- (4) 高知市二段階移住支援事業費補助金交付要綱（平成30年4月1日制定）に基づく高知市二段階移住支援事業費補助金、高知市U I 孫ターン支援事業費補助金交付要綱（令和6年4月1日制定）に基づく高知市U I 孫ターン支援事業費補助金若しくは高知市結婚新生活支援事業費補助金交付要綱（令和6年4月1日制定）に基づく高知市結婚新生活支援事業費補助金の交付を受けた者又は当該者と同一の世帯に属する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当でないと認める者

(支援金額)

第3条 支援金の額は、60万円（次に掲げる要件の全てを満たす場合にあっては、100万円）に支援対象者が本市への移住に当たり帯同する18歳未満の世帯員の数に100万円を乗じて得た額を加えた額を限度として、予算の範囲内において、市長が認める額とする。

- (1) 次条の申請の日（以下「基準日」という。）において、支援対象者が、2人以上の世帯員で構成する世帯に属していること。
- (2) 前号の世帯の支援対象者を含む2人以上の世帯員が、本市に移住する直前に同一の世帯に属していたこと。
- (3) 第1号の世帯の支援対象者を含む2人以上の世帯員が、平成31年4月1日以降に本市に移住し、かつ、基準日における本市での居住期間が1年以内であること。
- (4) 第1号の世帯の支援対象者を含む2人以上の世帯員が、規則第4条各号のいずれにも該当しないこと。

(支援金の交付申請)

第4条 支援対象者は、支援金の交付を受けようとするときは、高知市地方創生移住支援金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(支援金の交付決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、支援金の交付の可否を決定し、適当と認めたときは高知市地方創生移住支援金交付決定通知書（様式第2号）により、適当でないと認めたときは所定の高知市地方創生移住支援金交付却下通知書により当該申請をした支援対象者に通知するものとする。

2 市長は、支援金の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

(交付申請の取下げ)

第6条 前条第1項の規定により支援金の交付決定を受けた支援対象者（以下「支援決定者」という。）は、その内容又はこれに付された条件に不服があり、交付申請を取り下げようとするときは、当該交付決定の通知を受けた日から2週間以内に、その旨を所定の高知市地方創生移住支援金交付申請取下届出書により市長に届け出るものとする。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る支援金の交付決定はなかったものとみなす。

(支援金の交付請求及び交付)

第7条 支援決定者は、第5条第1項に規定する支援金の交付決定通知を受けたときは、高知市地方創生移住支援金交付請求書兼支払金口座振替依頼書（様式第3号）により市長に支援金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、支援金を交付するものとする。

(支援金の交付決定の取消し)

第8条 市長は、支援決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、就業先の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

(1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。

(2) 規則第4条各号のいずれかに該当することとなったとき。

(3) 基準日から5年を経過するまでに本市から転出したとき。ただし、次のいずれかに該当するときは除く。

ア 基準日から1年以上本市に居住した後、本市から転出し、高知県内の他の市町村に居住する場合で、あらかじめ第10条第2項に規定する転出届出書により市長に届け出たとき。

イ 就業先が行う研修等のため、1年以内の期間に限り本市から転出する場合で、あらかじめ研修等一時転出証明書（様式第4号）を市長に提出したとき。

(4) 支援決定者が第2条第1項の法人に就業する者である場合において、基準日から1年を経過するまでに当該法人を退職したとき。

(5) 支援決定者が起業した者である場合において、高知県地域課題解決起業支援事業費補助金（高知県地域課題解決起業支援事業費補助金交付要綱（令和元年5月23日高知県制定）に規定する高知県地域課題解決起業支援事業費補助金をいう。以下同じ。）の交付決定を取り消されたとき。

(6) 第10条に規定する書類の提出がない場合又は第11条に規定する調査等を拒否した場合等で支援決定者が市内に居住していることの確認ができない場合

(7) 前各号に掲げるもののほか、支援金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に基づく命令に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、所定の高知市地方創生移住支援金交付決定取消通知書により支援決定者に通知するものとする。

(支援金の返還)

第9条 市長は、前条第1項の規定に基づき支援金の交付決定を取り消した場合において、既に支援金を交付しているときは、期限を定めて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の返還を命じなければならない。

(1) 支援決定者が前条第1項第1号、第2号、第4号、第5号又は第6号に該当する場合 交付した支援金の全額

(2) 支援決定者が前条第1項第3号に該当する場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 基準日から3年を経過する前に本市から転出した場合 交付した支援金の全額

イ 基準日から3年以上本市に居住し、基準日から5年以内に本市から転出した場合 交付した支援金の半額

(3) 支援決定者が前条第1項第7号に該当する場合 その都度市長が定める額

(現況届出書等の提出)

第10条 支援決定者は、基準日から5年を経過するまでの間、毎年3月に、現況届出書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 支援決定者は、基準日から5年以内に本市から転出する場合は、あらかじめ転出届出書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。本市から転出した後にする基準日から5年以内の転出(第8条第1項の規定により支援金の交付決定を取り消された後にするものを除く。)の場合も同様とする。

(調査等)

第11条 市長は、支援金の適正な交付を確保するために必要な限度において、支援決定者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査をすることができる。

2 前項の規定による報告の求め又は立入調査を行う場合、支援決定者はこれに協力しなければならない。

(整備保管)

第12条 支援決定者は、支援金の交付申請に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、支援金の交付日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年8月14日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和10年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に交付決定を受けた支援金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和2年5月18日から施行し、この要綱による改正後の高知市地方創生移住支援金交付要綱(以下「改正後要綱」という。)別表の規定は、令和2年3月16日から適用する。

(経過措置)

2 改正後要綱別表の規定は、令和2年3月16日以後に本市に転入する者から適用し、同日前に本市に転入した者については、なお従前の例による。

3 改正後要綱の規定(別表を除く。)は、この要綱の施行の日以後に交付決定を受ける支援金について適用し、同日前に交付決定を受けた支援金については、なお従前の例による。

4 この要綱による改正前の高知市地方創生移住支援金交付要綱の規定による様式は、改正後要綱の規定による様式にかかわらず、当分の間、なお修正して使用することができる。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和3年6月10日から施行し、この要綱による改正後の高知市地方創生移住支援金交付要綱(以下「改正後要綱」という。)別表区分1の項の規定は令和3年3月10日から、改正後要綱別表区分3の項

の規定は令和3年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後要綱の規定(別表区分1の項及び区分3の項の規定を除く。)は、この要綱の施行の日以後に交付決定を受ける支援金について適用し、同日前に交付決定を受けた支援金については、なお従前の例による。
- 3 改正後要綱別表区分1の項の規定は、令和3年3月10日以後に本市に転入する者から適用し、同日前に本市に転入した者については、なお従前の例による。
- 4 改正後要綱別表区分3の項の規定は、令和3年4月1日以後に本市に転入する者から適用し、同日前に本市に転入した者については、なお従前の例による。
- 5 この要綱による改正前の高知市地方創生移住支援金交付要綱の規定による様式は、改正後要綱の規定による様式にかかわらず、当分の間、なお修正して使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正前の高知市地方創生移住支援金交付要綱の規定による様式は、この要綱による改正後の高知市地方創生移住支援金交付要綱の規定による様式にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和4年6月14日から施行し、この要綱による改正後の高知市地方創生移住支援金交付要綱(以下「改正後の要綱」という。)の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の要綱の規定は、令和4年4月1日以後に本市に転入する者から適用し、同日前に本市に転入した者については、なお従前の例による。
- 3 この要綱による改正前の高知市地方創生移住支援金交付要綱の規定による様式は、改正後の要綱の規定による様式にかかわらず、当分の間、なお修正して使用することができる。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和5年4月6日から施行し、この要綱による改正後の高知市地方創生移住支援金交付要綱(以下「改正後の要綱」という。)の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の要綱の規定は、令和5年4月1日以後に本市に転入する者から適用し、同日前に本市に転入した者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行し、この要綱による改正後の高知市地方創生移住支援金交付要綱(以下「改正後の要綱」という。)の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の要綱の規定は、令和5年4月1日以後に本市に転入した者から適用し、同日前に本市に転入した者については、なお従前の例による。
- 3 この要綱による改正前の高知市地方創生移住支援金交付要綱の規定による様式は、改正後の要綱の規定による様式にかかわらず、当分の間、なお修正して使用することができる。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の高知市地方創生移住支援金交付要綱第2条及び第10条の規定は、令和7年4月1日以後に本市に転入する者から適用し、同日前に本市に転入した者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年12月1日から施行する。

(特例)

2 この要綱は、この要綱の施行の日前に施行された高知市よさこい移住応援隊員設置要綱等の一部を改正する要綱等についても適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

区 分	内 容
<p>1 移住前の居住地等に関する要件</p>	<p>次に掲げる(1)及び(2)の要件を満たすこと。</p> <p>(1) 本市に移住する直前の10年間のうち、通算して5年以上、東京都の特別区（以下「東京23区」という。）に在住していたこと、又は東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項に規定する振興山村、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項に規定する離島振興対策実施地域、半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項に規定する半島振興対策実施地域又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島を含む市町村（政令指定都市を除く）及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少率が10%以上の市町村をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、かつ、東京23区に通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。</p> <p>(2) 本市に移住する直前に、連続して1年以上、東京23区に在住していたこと、又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、かつ、東京23区への通勤をしていたこと（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3ヶ月前までを当該1年の起算点とすることができる。）。</p> <p>(3) 前2号においては、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職し、通勤した者（ただし、雇用保険の被保険者としての就職に限る。）については、通学期間（ただし、高等専門学校は2年を上限）を通勤期間とすることができる。</p>
<p>2 本市での居住に関する要件</p>	<p>次に掲げる要件の全てを満たすこと。</p> <p>(1) 平成31年4月1日以降に本市に転入し、かつ、基準日における本市での居住期間が1年以内であること。</p> <p>(2) 本市に、基準日から5年以上継続して居住する意思を有すること。</p> <p>(3) 本市への移住前に、本市移住相談窓口へ移住相談を行ったことがあること。</p> <p>(4) 支援対象者又は世帯員が、本市が指定する移住等に関する調査に回答していること。</p>

<p>3 就業、本市認定関係人口及び起業に関する要件</p>	<p>(1) 第2条第1項の法人に就業する場合</p>	<p>次に掲げる要件の全てを満たすこと。</p> <p>(1) 就業先の求人への応募日が、第2条第1項のマッチングサイトに就業先の求人情報が掲載された日以降であること。</p> <p>(2) 1週間の所定労働時間を20時間以上とする雇用契約で、期間の定めのないものに基づいて就業していること。</p> <p>(3) 就業先に、基準日から5年以上継続して勤務する意思を有すること。</p> <p>(4) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。</p>
	<p>(2) 内閣府が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業する場合</p>	<p>次に掲げる要件の全てを満たすこと。</p> <p>(1) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。</p> <p>(2) 1週間の所定労働時間を20時間以上とする雇用契約で、期間の定めのないものに基づいて就業していること。</p> <p>(3) 就業先に、基準日から5年以上継続して勤務する意思を有すること。</p> <p>(4) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。</p> <p>(5) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。</p>
	<p>(3) テレワークにより移住前から就労している企業等で引き続き就労する場合</p>	<p>次に掲げる要件の全てを満たすこと。</p> <p>(1) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。</p> <p>(2) 移住先でテレワークにより勤務する（原則として、恒常的に通勤しない）こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。</p> <p>(3) 内閣府地方創生推進室が実施する地域未来交付金（デジタル実装型）又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。</p> <p>(4) 転入から基準日までの間、勤務日数の1/5を超えて所属先企業等へ行かず、所属先企業等から通勤手当として定期券相当の交通費の支給を受けていないこと。</p> <p>(5) 法人の代表者、役員等又は個人事業主としての就労ではないこと。</p>
	<p>(4) 本市認定関係人口に該当する場合</p>	<p>次に掲げる要件の全てを満たすこと。</p> <p>(1) 本市への移住前において、次に掲げる関係人口要件のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 本市が主催するガイドツアー又はふるさとワーキングホリデーへ参加したことがある者</p> <p>イ 本市が設置するお試し滞在施設を利用したことがある者</p>

		<p>ウ 本市にふるさと納税を行ったことがある者</p> <p>エ 本市に居住経験がある者</p> <p>(2) 本市への移住後において、次に掲げる地域の担い手確保の要件に該当すること。</p> <p>ア 農林水産業に就業する者のうち、以下のいずれかに該当する者</p> <p>(ア) 本市に本店又は主たる事務所を有し農林水産業を営む事業者（国及び地方公共団体を除く）に正社員（期間の定めがなく、かつ、1週間の所定労働時間を20時間以上とする雇用契約により雇用されている者をいう）として就業し、かつ農林水産業に従事する者</p> <p>(イ) 家業等を継承するため、本市において親元で農林水産業に従事する者</p> <p>(ロ) 土地や設備等を取得（賃貸借を含む）し、本市において農林水産業を自ら営む者（自営のための長期研修を受講している者を除く）</p> <p>(3) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更及に伴う転入ではないこと。</p>
	(5) 起業した場合	高知県地域課題解決起業支援事業費補助金の交付決定を受けていること。
4	その他の要件	<p>次の各号のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 日本の国籍を有する者</p> <p>(2) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年法律第319号）第2条の2第1項に規定する在留資格を有する者</p> <p>(3) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者</p>

高知市長

様

住 所

申請者 フリガナ

氏 名

(※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

高知市地方創生移住支援金交付申請書

高知市地方創生移住支援金の交付を受けたいので、高知市地方創生移住支援金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり交付を申請します。また、高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則第4条各号に掲げる者に該当しないことを誓約するとともに、市が、住所、世帯の情報、就業等の状況その他の個人情報、国への実施状況の報告、他の市町村等において実施する移住支援事業への協力等のため、市の機関以外の関係機関に提供することに同意します。

記

- 1 支援金交付申請額 金600,000円（単身世帯）
(いずれかに) 金1,000,000円（2人以上の世帯）
 金 円（18歳未満の世帯員を含む世帯）

- 2 住民基本台帳上の異動日（転入日） 年 月 日

- 3 添付書類
 - (1) 全ての申請者について提出が必要な書類（ウ～カは発行から3カ月以内のものに限る。）
 - ア 高知市地方創生移住支援金調査書
 - イ 本人確認ができる書類（写真付身分証明書等の写し）
 - ウ 世帯全員の移住前の居住地及び居住期間並びに続柄が確認できる書類（移住前の居住地の住民票の除票の写し等）
 - エ 世帯全員の住民票の写し
 - オ 移住前の居住地の市町村税又は特別区税を滞納していないことを証する書類
 - カ 本市の市税及び高知県の県税を滞納していないことを証する書類
 - (2) 東京23区以外の東京圏から東京23区への通勤者のみ提出が必要な書類
 - ア 企業等に雇用されていた者
移住前の勤務地及び勤務期間並びに雇用保険の被保険者であったことが確認できる書類（就業証明書等）
 - イ 個人事業主
移住前の勤務地及び勤務期間が確認できる書類（就業証明書、開業届出済証明書等及び個人事業等の納税証明書等）
 - ウ 法人経営者
移住前の勤務地及び勤務期間が確認できる書類（就業証明書及び履歴事項全部証明書等）
 - エ 東京23区内の大学等に通学し、東京23区内の企業等へ就職した者

- (ア) 在学期間及び通学していた大学等を確認することができる書類（卒業証明書等）
- (イ) 移住前の勤務地及び勤務期間並びに雇用保険の被保険者であったことが確認できる書類（就業証明書等）
- (3) 就業の場合のみ提出が必要な書類
就業先での雇用形態、応募日等を確認できる書類（就業証明書等）
- (4) テレワークの場合のみ提出が必要な書類
自己の意思等を確認できる書類（移住前から就労している企業等の就業証明書等）
- (5) 本市認定関係人口に該当する場合のみ提出が必要な書類
 - ア 本市への移住前において、関係人口要件に該当することが確認できる書類（高知市地方創生移住支援金調査書等）
 - イ 本市への移住後において、地域の担い手確保の要件に該当することが確認できる書類（就業証明書等）
- (6) 起業の場合のみ提出が必要な書類
高知県地域課題解決起業支援事業費補助金の交付決定通知書の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

様

高知市地方創生移住支援金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました高知市地方創生移住支援金については、高知市地方創生移住支援金交付要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

年 月 日

高知市長

記

1 支援金交付決定金額 金 円

2 交付の条件

- (1) 高知市地方創生移住支援金交付要綱を遵守すること。
- (2) この指令に違反したときは、支援金の全部又は一部を返還させることがある。
- (3) この支援金については、本市職員が調査し、又は監査委員が監査することがある。
- (4) 移住支援金の交付申請の日から5年を経過するまでの間、毎年3月に、現況届出書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

高知市長 様

住 所
請求者 フリガナ
氏 名

高知市地方創生移住支援金交付請求書兼支払金口座振替依頼書

年 月 日付け高知市指令 第 号により交付決定を受けた高知市地方創生移住支援金について、高知市地方創生移住支援金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 支援金交付請求額 金 円

2 振込口座

振込先金融機関		銀行 信金 農協 労金 信組						支 店 支 所 出張所
振 込 口 座	預金種別	普通 当座						
	口座番号							右詰で記入してください。
	フリガナ							
	氏 名							

※ 請求者と口座名義人が異なる場合は、次の委任状に署名してください（本人が手書きしない場合は、記名押印してください）。

委 任 状	
私（請求者）は、上記口座名義人を代理人と定め、上記支援金の受領に関する権限を委任します。	
請求者	住所
	氏名

3 添付書類

振込口座の預金通帳又はキャッシュカードの写し

備考

- 振込は、高知市地方創生移住支援金交付請求書を提出した日から1か月程度かかります。
- ゆうちょ銀行の場合は、振込用の支店名（漢数字3桁）と7桁の口座番号が必要です。記号・番号では振込できません。

高知市長 様

住 所
提出者 フリガナ
氏 名

研修等一時転出証明書

年 月 日付け高知市指令 第 号により交付決定を受けた高知市地方創生移住支援金について、高知市地方創生移住支援金交付要綱第8条第1項第3号イの規定により、下記のとおり提出します。

記

※ 以下は、雇用主・事業主が記載してください。

勤 務 者 名		生年月日	年 月 日
研修等先の所在地			
研修等先の電話番号			
研 修 等 の 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日		
転 出 の 内 容	<input type="checkbox"/> 他の市区町村に転出する期間が1年以内である。 <input type="checkbox"/> 転出する者は、転出先で研修等に従事した後、転出前の就業先で勤務する予定である。 <small>※ 両方にチェックがない場合は、支援金の返還の対象となる場合があります。</small>		
上記のとおり、勤務者が、研修等の業務の都合により、一時的に本市から転出することを証明します。			
年 月 日			
所 在 地 名 称 代表者職氏名	記入者 連絡先 印		

備考 提出内容の確認のため、勤務先に問合せをする場合があります。

高知市長 様

住 所
届出者 フリガナ
氏 名

現況届出書

年 月 日付け高知市指令 第 号により交付決定を受けた高知市地方創生移住支援金について、高知市地方創生移住支援金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

現 住 所	〒 ー 電話番号 () ー
-------	-----------------------

添付書類

- 1 住民票の写し（届出日前3か月以内に発行されたものに限る。）
- 2 就業証明書（届出日前3か月以内に発行されたものに限り、就業又は起業に関する要件のうち起業以外の要件に該当する者のみ提出すること）

備考

- 1 電話番号は、日中連絡の取れるものを記載してください。
- 2 届出内容の確認のため、住民票担当課への問合せ、立入調査等を行う場合があります。

高知市長 様

住 所
届出者 フリガナ
氏 名

転出届出書

年 月 日付け高知市指令 第 号により交付決定を受けた高知市地方創生移住支援金について、高知市地方創生移住支援金交付要綱第10条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

現 住 所	〒 ー 電話番号 () ー
転出先の住所	〒 ー 電話番号 () ー
転出予定日	年 月 日

備考 電話番号は、日中連絡の取れるものを記載してください。